

チャレンジ農業！次のステージへ！

# 営農情報ならは⑥

楡葉町産業振興課（令和3年2月号）

- ①【事業承継・新規就農者】松本ご夫妻のチャレンジ農業！
- ②令和2年度「営農再開ほ場等の基盤整備工事」実施中！
- ③農業の適正な保管・管理について
- ④農作物の品質向上は「土づくり」から（双葉農業普及所）
- ⑤小型特殊自動車には必ずナンバープレート（課税標識）を！



## 【事業承継・新規就農者】松本ご夫妻のチャレンジ農業！

楡葉町山田岡の松本清淳（せいじゅん）さんご夫妻は、農業を営んでいた父より農地を引継ぎ今春から本格的に水稻生産に取り組むことになりました。農業経験が少ないことから産業振興課に相談があり、双葉農業普及所の普及指導員と春先の管理等について打合せを行いました。今後の取組みは、①父の経験や助言等を参考に取組む。②時期ごとの管理は、双葉農業普及所の栽培歴等により実施。③機械操作は、JAや農機メーカーの指導のほか、農業短大の研修を受けること等も想定しており、様々な方からの助言等を受けながら経験を重ね、楡葉町の新たな担い

手として農業にチャレンジする方針です。  
産業振興課は、各種補助メニューのご提案等、意欲的な農業者を全力でサポートしますので、お気軽にご相談願います。

【☎0240-23-6104】



清淳さん親子「担い手育成中？」

【家族間の農業（事業）承継については、全農ホームページをご覧ください】  
農業者の事業承継に特化した「事業承継ブック～親子間の話し合いのきっかけに～」まずは、世代間の考え方や価値観の違い等について認め合い、積極的な対話が大切です。

<https://www.zennoh.or.jp/tac/business.html>



## 小型特殊自動車には必ずナンバープレート（課税標識）を！

【法律】道路交通法が改正され、一定の条件を満たした場合は、トラクターに作業機を装着・けん引した状態でも公道を走行することが可能になりました。農作業等に使用する農耕機械等で乗用装置があるトラクターやフォークリフト、刈取脱穀作業車（コンバイン）や田植え機等の小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、所有している場合は、ナンバープレートの交付申請手続きが必要となります。また、法改正により農耕作業用トレーラー（堆肥散布用のマニアスプレッダーや薬剤散布用のスプレーヤ、運搬用トレーラー等）も小型特殊自動車に含まれます。



※ナンバープレートの交付を受けても公道を走行できない車両もありますので、ご注意ください。（※公道走行できない車両の例：田植え機）

【納税】小型特殊自動車は、地方税法の納税の義務及び標識の交付申請及び車両への取付義務が定められており、軽自動車税（種別割）の対象となりますので、もし、お忘れの場合は早めに申告を行うようにしましょう！  
ナンバープレートの交付・申告に必要なものは、印鑑及び型式及び車台番号等が確認できるもの（販売・譲渡・廃車の各証明書、車台番号を映した写真等）、窓口来庁者の本人確認ができるものをご持参願います。

楡葉町の年税額は以下のとおりです。

【農耕作業用の小型特殊自動車：2000円】

【その他の小型特殊自動車：5900円】

詳しくは、楡葉町役場税務課まで

【☎0240-23-6101】



小型特殊自動車のナンバー

発行日 令和3年2月  
発行 福島県楡葉町  
編集 楡葉町産業振興課  
〒979-0696  
福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6  
TEL：0240-23-6104 FAX：0240-25-1234

チャレンジ農業！次のステージへ！  
～品質の向上は、土づくりから～



## 令和2年度「営農再開ほ場等の基盤整備工事」実施中！

楡葉町における今年度の水稻作付面積につきましては、約300ha超で段階的に営農再開面積が拡大する見込みです。保全管理等を行ってきた水田については、畦畔の高さ不足や取水口及び排水口、暗渠排水の不具合等により水稻作付けに支障が出ているほ場も見受けられます。



再設置された畦畔（令和3年2月撮影）

産業振興課は、営農を再開したほ場等の基盤整備工事を実施しており、主に畦畔の再設置等を行っています。工事の実施（予定含む）地区については、下繁岡、井出、北田、前原、大谷、上・下小埞等です。町営事業の基盤整備事業については、農業者の要望等に応じ、補完工事等にも取り組んでいます。

お問い合わせは、産業振興課（農林土木係）まで【☎0240-23-6104】

## 農薬の適正な保管・管理について

農薬の性質上、適正な保管・管理が極めて重要ですので、引き続き以下の事項にご留意願います。

- ・農薬は、専用の保管庫を使用しましょう。
- ・保管庫の施錠・鍵の管理を徹底しましょう。
- ・地震に備え、保管庫の転倒防止対策を行いましょう。
- ・品目や数量について定期的に点検を行いましょう。
- ・農薬や希釈液等を飲食品容器へ移替は禁物です。
- ・不要になった農薬や空容器は、適正に処理しまししょう。
- ・盗難や紛失した場合は、警察署に届け出まししょう。



## TOPIX 「農作物の品質向上は、土づくりから」チャレンジ農業！次のステージへ！

### <水稻>

- ・双葉郡南部は、地理的な条件から、地力がもともと低い傾向にあります。
  - ・堆肥を毎年1t/10a施用することが理想的です。
  - ・土壌改良剤として、ケイカリンを毎年60kg/10a施用することがおすすめです。
- 登熟を向上させるケイ酸、肥料三要素のひとつのリン酸を補給することができます。



### <甘藷>

- ・水はけのよい日当たり良好なほ場を選び、前年～春までに除草剤により除草を徹底しておきましょう。
- ・完熟堆肥1～2 t/10aを前年から植付1ヶ月前までに、散布し、耕起しまししょう。可能な限り深耕し、土を十分柔らかくしまししょう。
- ・施肥は、土壌の状況を参考に施用し、生育にはpHが5.5～6.0が適正なので、資材を購入する際は注意しまししょう。



### <お問い合わせ>

福島県相双農林事務所双葉農業普及所  
〒979-1111双葉郡富岡町小浜481番地  
TEL (0240) 23-6473

### 【福島県双葉農業普及所からのメッセージ】

- ・土づくりは、高品質な農産物を安定して生産するためにとっても重要です。
- ・水稻は6か月、タマネギは8か月、花木は数年間、ほ場で生育します。肥沃な土をつくることは、作物の生育に直結しますので、積極的に土づくりに取り組みまししょう！

### <タマネギ>

- ・良質な完熟堆肥を4 t/10 a程度施用します。
- ・緑肥のすき込みもおすすりめです。土づくりの効果のほかに、連作障害回避や、抑草効果も期待できます。
- ・地力の低いほ場では、生育が劣り収量が低いケースがありますので、積極的に土づくりをしまししょう。



### <トルコギキョウ>

- ・作付前の土壌分析に基づき施肥設計し、pH6.5～7.0に調整し、石灰：苦土：加里が5：2：1、塩基飽和度とよばれる数値が95%になるように行いまししょう。
- ・化成肥料による施肥が基本となるので、しっかり灌水して肥料成分が溶けるようにしましします。



### ○枝物

- ・苗木の植え付け前に、完熟堆肥を2t/10a施用します。基肥はゆっくり溶け出すタイプの肥料（CDUなど）を用います。基肥は植え付けの1か月までに投入して、十分深耕します。
- ・土壌のpHは6.0～6.5に調整します。
- ・肥料が効きすぎて品質が低下することがあり、追肥は生育に応じて行います。

